

○大隅肝属広域事務組合議会全員協議会規程

平成 28 年 11 月 21 日

大隅肝属広域事務組合議会訓令第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、大隅肝属広域事務組合議会会議規則（平成 21 年大隅肝属広域事務組合議会規則第 1 号）第 90 条の規定に基づき、大隅肝属広域事務組合議会全員協議会（以下「協議会」という。）の運営等について必要な事項を定めるものとする。

(招集)

第 2 条 協議会は、議長が招集する。

2 議員の半数以上の者から協議又は調整すべき事件を示して招集の請求があったときは、議長は、協議会を招集しなければならない。

(議長の職務)

第 3 条 議長は、協議会の議事を整理し、秩序を保持する。

(議長等の職務代行)

第 4 条 議長に事故があるときは、又は議長が欠けたときは、副議長が議長の職務を行う。

2 議長及び副議長がともに事故があるときは、又はともに欠けたときは、年長の議員が議長の職務を行う。

(会議の開会)

第 5 条 協議会は、議員の定数の半数以上の議員が出席しなければ会議を開くことができない。

(表決)

第 6 条 協議会において意思決定を行う場合は、議長が定める方法で行う。

(除斥)

第 7 条 議長は、協議会の同意があったときは、協議又は調整すべき事件に直接利害関係のある議員（議長を含む。）を退場させることができる。

(傍聴の取扱い)

第 8 条 協議会は、議長の許可を得た者が傍聴することができる。

2 議長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

(記録)

第 9 条 議長は、職員をして会議の概要、出席議員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は記名押印をしなければならない。

第 10 条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、議長が協議会に諮って定める。

附 則

この訓令は、平成28年11月21日から施行する。